

## 通関業許可申請書 (B-1060)

### <記載事項>

「置こうとする通関士の数」欄には、貨物限定の条件を受けようとする場合であって通関士を置かないこととするときは、記載を要しない。

なお、「置こうとする通関士」とは、通関士試験に合格した者で、現に、申請者に雇用されているか、又は雇用することが雇用契約等により確実であると認められる者とする。したがって、それが単に不特定の見込みである場合は含まない。

「取り扱おうとする貨物の種類」欄には、取り扱おうとする貨物の種類を一定の種類のみに限ることを希望する場合にのみ、その種類を記載する。

「通関業務以外の事業を営んでいるときはその種類」欄に、例えば、港湾運送事業（第×種、許可第×号）、倉庫業（登録第×号）等のように、その許可等の番号、種類、年月日までを記載する。

### <添付書類>

申請書には、通関業法施行規則第1条各号に規定する書類を添付する。

なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員及び営業所の責任者に限る。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出するものとする。